総合特区名	提案事項名	整理番号 提案事項	『 の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数		A一1:指	定自治体の提案どおり終	%合特区で実施 A-	-2:全国展開	で実施 B:条·	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄 【省庁の見解における「対応」欄内容】 件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 B	E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等 を含む)
						10目	文部科学省		/ム・遺伝子解析研究に 倫理指針、疫学研究に 倫理指針	D	_	_	_	2013年10月9日の対面協議において、根拠法令等に基づく倫理審査委員会を設置していない企業と京都大学との間で合同の倫理審査委員会を設置する提案、及び第3者機関として公の倫理審査委員会を設置する提案、及び第3者機関として公の倫理審査委員会を設置する提案がなされた。そして、これらの各機関共通の倫理審査委員会で、根拠法令等に基づき行われる研究の倫理審査を集約して実施することが可能かどうかの解釈を示して改しいという要望が自治体側から示されたところ。 上記提案の具体的内容は必ずしも明らかではないが、ヒケゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の第2の4(3)に規定するとおり、研究機関がい投模であること等により倫理審査委員会の設置が困難するも合その他の必要がある場合には、共同研究機関等に設置された倫理審審委員会会配置であることが可能である。また、疫学研究に関する極理指針においては、第1の4の(2)に示すとおり、研究機関がい投模等であること等により当該研究機関内に倫理審査委員会会配置できない場合その他の必要がある場合には、共同研究機関等に設置された倫理審査委員会を設置できない場合その他の必要がある場合には、共同研究機関等に設置された倫理審査委員会を設置できない場合その他の必要がある場合には、共同研究機関等に設置された倫理審査委員会を設置できない場合その他の必要がある場合には、共同研究機関等に設定された他理審査委員会を設置できない場合その他の必要がある場合には、共同研究機関等に設定された他理審査委員会を審査を表すれている。というないのでは、当該倫理審査委員会の意見を開いた上で、研究の実施を許可するのは、各共同研究機関の長で表記を表する。
						2回目				D	_	_	_	前回の当省見解において、一定の要件下において共同研究機関等に設置された倫理 審査委員会に審査を依頼することが可能である旨を示したところであるが、今回頂いた 質問に対しては、一般論として答えることは困難である。各事例において、関係法令の 解釈に対して質問がある場合は適宜問合せ頂きたい。
ション国際戦略総合特区	疾患組織リソー 疾拠点の整備 ベン・シュリサーションチャン ター)の設立	学研究、創建 推開を開い、 建和を指しい。 建和を指し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 をがし、 をがいるが、 をすっで、 にいるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 でいなが、 でいが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、	ティッシュリオンシュリー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ライフイノベーションの促進(2)(iii) 安全で有効性の高い治療の実現	疫学研究に関する倫理指針 ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針 臨床研究に関する倫理指針 臨床研究に関する倫理指針 とト幹細胞を用いる臨床研究に 関する指針 手術などで摘出されたヒト組織 を用いた研究開発のあり方(答 地) 遺伝子治療臨床研究に関する 指針 上ト受精胚の取扱いに関する指針 ヒト受精胚の作成を行う生殖補 助医療研究に関する指針 ヒト医新胞の樹立及び分配に 関する指針(薬事法)	10目	厚生労働省	房厚生科学関する倫理指針	〇ヒトゲノム・遺に関 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ に ・ は ・ に ・ は ・ は ・ に ・ は ・ に ・ は ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に	_	_	指針においては、研究機関の長は、研究計画がそれぞれの指針に適合し としておめ、もって適正な研究の実施を確保することとしている。 【臨床研究に関する倫理指針】 医学系研究の推進を図る上での臨床研究の重要性を踏まえつつ、人間 の尊厳、人権の尊重や他の倫理的観点及び科学的観点から臨床研究 に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、社会の 理解と協力を得て、臨床研究の適正な推進を図る。 【ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針】 上片幹細胞臨床研究が、社会的な理解を得て、適正に実施及び推進されるよう、人間の尊厳及び人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた安全 性及び有効性を確保するために、ヒト幹細胞臨床研究に関わる全ての者 が尊重すべき事項を定めている。	「臨床研究に関する倫理指針1の対象となる研究については、以下のいずれかに該当する者が設置する倫理審査委員会であれば、現行の指針でも、共同倫理審査委員会又は中央倫理審査委員会として審査を実施することは可能。 「	
						2回目				①ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 D ②変学研究に関する倫理指針 D ③臨床研究に関する倫理相針 D ③臨床研究に関する倫理相制を用いる臨床研究に関する指針 E	-	-	(①ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針) (②疫学研究に関する指針) と「疫学研究に関する指針」とトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針及び疫学研究に関する指針においては、研究機関の長は、研究計画がそれぞれの指針に適合しているか否か等の審査を行わせるため、倫理審査委員会を設置することとしており、もって適正な研究の実施を確保することとしている。 (③臨床研究に関する倫理指針) 医学系研究の推進を図る上での臨床研究の重要性を踏まえつつ、人間の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から臨床研究に携わるすべての関係者が連守すべき事項を定めることにより、社会の理解と協力を得て、臨床研究の適正な推進を図る。 (②ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針) 上片幹細胞を用いる臨床研究に関する指針] とト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針] とト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針] とト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針] とト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針] とト幹細胞を用いる。社会が定理解を得て、適正に実施及び推進されるよう、人間の尊厳及び人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた安全性及び有効性を確保するために、とト幹細胞臨床研究が、社会的な理解を得て、適正に実施及び推進されるよう、人間の尊厳及び人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた安全性及び有効性を確保するために、と、上、幹細胞臨床研究に関わる全での者が尊重すべき事項を定めている。	[①ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針及び②疫学研究に関する指針] 頂いた質問に対して、一般論として答えることは困難である。各事例において、関係法令の解釈に対して質問がある場合は適宜問合せ頂きたい。 【③ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針及び④臨床研究に関する倫理指針】 特区側の提案については、現行の指針及び再生医療等安全性確保法の施行によって対応可能と考えられることから、今後、指針等の解釈については、個別に問合わせをいただき対応する。
						108	経済産業省	製造産業局 生物化学産 業課	/ム・遺伝子解析研究に 倫理指針	D	-	_	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	2013年10月9日の対面協議において、根拠法令等に基づく倫理審査委員会を設置していない企業と京都大学との間で合同の倫理審査委員会を設置する提案等がなされた。そして、これらの各機関・共通の倫理審査委員会を、根拠法令等に基づき行われる研究の倫理審査を集約して実施することが、可能かどうかの解釈を示して欲しいという要望が自治体側から示されたところ。 ヒトゲノル・適位不算研研究に関する倫理指針の第2の4(3)に規定するとおり、研究機関が小規模 であること等により倫理審査委員会を設置できない場合その他の必要がある場合には、共同研究機 関準に設置された倫理審査委員会と設置できない場合その他の必要がある場合には、共同研究機 関準に設置された倫理審査委員会と設置できない場合をの他の必要がある場合には、当該倫理 審査委員会の設置者間によるというでは、その審査内容に問題があった場合には、当該倫理 審査委員会の窓長を間いたして、共通の倫理審査委員会で審査を実施した としても、当該倫理審査委員会の意見を削いたして、研究実施を持つするのは、共同研究機関の 各々の長であるため、各研究機関の長の実施責任は免れないことには注意されたい。
						2回目				D	_	_	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	前回の当省見解において、一定の要件下において共同研究機関等に設置された倫理 審査委員会に審査を依頼することが可能である旨を示したところであるが、今回頂いた 質問に対しては、一般論として答えることは困難である。各事例において、関係法令の 解釈に対して質問がある場合は適宜問合せ頂きたい。

				「国と地力の協議」(十八人の十八人利には発売の行行例)	日巨に因うの間は		
総合特区名	提案事項名	整理番号		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府整理 【整理フラグ欄 内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について国と地方で合意に至ったもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ii:国子は合うなのでは、自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:日は協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理	
			d	共通の倫理委員会での審査実施につき、現行指針で問題なく行えるとのご回答をいただき、ありがとうございました。産学共同研究の推進のための重要な一歩と考えています。なお、ご回答に関して1点ご質問させていただきます。 「共通の倫理審査委員会で審査を実施し、その審査内容に問題があった場合には、当該倫理審査委員会の設置者に責任が及ぶ可能性があること」について、共通の倫理委査委員会で審査を実施し、その審査内容に問題があった場合には、当該倫理審査委員会の設置者に責任が及ぶ可ようか。例えば、最近ノバルティスの問題になったような共同研究者による故意のデータアクセスによる重大な侵害などによる不特定または特定の第三者に損害が生じた場合、設置責任者にどの範囲まで連帯責任が及ぶでしょうか。アカデア側のとるべき責任の範囲、責任の免除事項、例えば「学術上および、研究計画に倫理委員会審査に手続き上瑕疵はなく、かつ研究遂行に関して、研究記録・臨床データの保管責任を配備するなど十分な注意義務を、研究教育機関として十分に果たしている場合、責任の範囲は善意の第三者に準定としては、条生する結果については基常予見可能な限り範囲において責任が生じる力などをあげて頂ければ幸いです。アカデミアである大学の責任と共同研究する企業の責任の差異について方針をおいたけに大いたけましたと幸いです。また、京大・A製薬企業・民間B病院で合同にBを設置する場合、A製薬企業の研究所長または経営責任者が共通倫理審査委員会の設置責任者となることも可能性としてありえますが、そのことは指針上とくに問題ないでしょうか。	一定の条件下では、共同研究機関等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することが可能であるとの見解が省庁から示され、指定自治体も同意した。 しかし、第1回省庁見解を踏まえ、指定自治体から共通の倫理審査委員会における設置責任者の責任範囲等についての質問が出されている。この点については、産学共同研究を進める上で明らかにする必要があるため、別途、各省から回答いただきたい。		
			d	今後、各指針の運用に関して疑問が生じた場合は、そのつどご担当窓口を通じてお伺いさせていただきます。	指定自治体からの質問に対し、関係省庁からは一般論としての回答は困難であるため適宜問合せするよう回答が示された。 それに対し指定自治体も問合せをすると回答していることから、関係省庁においては引き続き相談に応じられたい。	iv	
関西イノベー戦略総合特区	疾患組織リソースルースの変化のでは、大変を受ける。 (ヒュリサン・アン・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・	(24秋・25春)1543	d	共通の倫理委員会での審査実施につき、現行指針で問題なく行えるとのご回答をいただき、ありがとうございました。産学共同研究の推進のための重要な一歩と考えています。なお、ご回答に関して2点ご質問させていただきます。 1. 「共通の倫理審査委員会で審査を実施し、その審査内容に問題があった場合には、当該倫理審査委員会の設置者に責任が及ぶ可能性があること」について、共通の倫理委員会(合同IRBの 的設置責任者の「責任」の範囲は、機関単位のIRBの設置責任者(三機関の長)のそれと異なる点がありますでしようか。例えば、最近ババルティスの問題になったような共同研究者による故意のデータアクセスによる重大な侵害などによる不特定または特定の第三者に損害が生じた場合、設置責任者にどの範囲まで連帯責任が及ぶでしょうか。アカデミア側のとめぐき責任の範囲、責任の免許事項、例えば「学術上および、研究計画に确理委員会審定に手続き上現確はなく、かつ研究。遂行に関して、研究記録・臨床データの保管責任を配備するなど十分な注意義務を、研究教育機関として十分に果たしている場合、責任の範囲は善意の第三者に準じてもしくは、条生する結果については通常予見可能な限りの範囲において責任が生じる力などのでで、アカデミアである大学の責任と共同研究する企業の責任の差異について方針をお示しいただけます。また、京大・A製薬企業・民間海病院で合同IRBを設置する場合、A製薬企業の研究所長または経営責任者が共通倫理審査委員会の設置責任者となることも可能性としてありえますが、そのことは指針上とくに問題ないでしょうか。 2. 幹細胞臨床指針に代わる再生医療等の安全性の確保等に関する法律(以下「再生医療等安全法)の成立、および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品・医療機器等法といなだきまが、今回のHTRC事業は組織・細胞の保管・診断(品質管理)技術開発におとび組織・細胞の保管をその柱としており、組織・細胞の投与を含む研究は事業内容に含んでいません。ただし、それら技術開発に学科和等等は大きが上さがためが、とで、それらな病間発に対象がは再生医療等安全法の規則の対象である可能性があるか、それともこのような研究に関して現行では個別法規がないのか、(2)HTRCが再生医療等安全法の定める「特定細胞加工物製造事業者」に該当するかどうか、「社会は対象を器開発・生は成分の超高感度質量分析技術開発による低品位細胞/組織除外 2 細胞形態解析・ES/iPS細胞のハイクオリティーコントロールのためiPS細胞の形態評価で低品位のiPS細胞の除外を自動化一形態の自動判断・定量化装置・ES/iPS細胞のクオリティーコントロールのためiPS細胞の形態評価で低品位のiPS細胞の除外を自動化一形態の自動判断・定量化装置	一定の条件下では、共同研究機関等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することが可能であるとの見解が省庁から示され、指定自治体も同意した。 しかし、第1回省庁見解を踏まえ、指定自治体から共通の倫理審査委員会における設置責任者の責任範囲等についての質問が出されている。この点については、産学共同研究を進める上で明らかにする必要があるため、別途、各省から回答いただきたい。		
			d	今後、各指針の運用に関して疑問が生じた場合は、そのつどご担当窓口を通じてお伺いさせていただきます。	指定自治体からの質問に対し、関係省庁からは一般論としての回答は困難であるため適宜問合せするよう回答が示された。 それに対し指定自治体も問合せをすると回答していることから、関係省庁においては引き続き相談に応じられたい。	iv	
			d	共通の倫理委員会での審査実施につき、現行指針で問題なく行えるとのご回答をいただき、ありがとうございました。産学共同研究の推進のための重要な一歩と考えています。な 、ご回答に関して1点ご質問させていただきます。 「共通の倫理審査委員会で審査を実施し、その審査内容に問題があった場合には、当該倫理審査委員会の設置者に責任が及ぶ可能性があること」について、共通の倫理委員会 (合同IRB) の設置責任者の責任にJの範囲は、機関単位のIRBの設置責任者(一機関の長)のそれと異なる点がありますでしょうか。例えば、最近ノバルテイスの問題になったような共同 研究者による故意のデータアクセスによる量とな侵害などによる不特定または特定の第三者に損害が生じた場合、設置責任者にどの範囲まで連帯責任が及ぶでしょうか。アカデミア 側のとるべき責任の範囲、責任の免除事項、例えば「学術上および、研究計画に倫理委員会審査に手続き上報成はなく、かつ研究途行に関して、研究記録・臨床データの保管責任を 配備するなど十分な注を義務を、研究教育機関として十分に果たしている場合、責任の範囲は書意の第三者に準づは、発生する結果について注意で予見可能な限りの範囲に おいて責任が生じる」などをあげて頂ければ幸いです。アカデミアである大学の責任と共同研究する企業の責任の差異について方針をお示しいただけましたる幸いです。また、京大・A製業企業、民間時院と合同IRBを設置する場合、A製業企業の研究所長または経営責任者が共通倫理審査委員会の設置責任者となることも可能性としてありえます が、そのことは指針上とくに問題ないでしょうか。	一定の条件下では、共同研究機関等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することが可能であるとの見解が省庁から示され、指定自治体も同意した。 しかし、第1回省庁見解を踏まえ、指定自治体から共通の倫理審査委員会における設置責任者の責任範囲等についての質問が出されている。この点については、産学共同研究を進める上で明らかにする必要があるため、別途、各省から回答いただきたい。		
			d	今後、各指針の運用に関して疑問が生じた場合は、そのつどご担当窓口を通じてお伺いさせていただきます。	指定自治体からの質問に対し、関係省庁からは一般論としての回答は困難であるため適宜問合せするよう回答が示された。 それに対し指定自治体も問合せをすると回答していることから、関係省庁においては引き続き相談に応じられたい。	iv	

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数		A-1:指j	定自治体の提案どおり総	会特区で実施 A-	−2∶全国展開		担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄 【省庁の見解における「対応」欄内容】 件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能	E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討	
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等 を含む)	
関西イノベー ション国際戦	新規医薬品・医薬機器等の事法 機器保に予 使保険適同う見性		新規医薬品・医療機器の創出 に際し、健康保険法に基づく 保険収載が行われる前に事 前相談を行えるよう現行の保 険適用手続きについて柔軟な 連用が可能なこととしていただ きたい。 具体的には、現行は医療技術 として保険収載がされている PET製剤について、開発段階 で保険収載に関する事前相談 を可能とし、イノベーション評	制成医学品 医療機器を国門に加速では るには、薬事法に基づく製造 最初を製造 所の認証を受け、その後、保険適用に関 する希望書を提出し審査を受けることに なる。 現行制度では、保険適用に関する希望書	・「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」(医政発0 210第7号、保発0210第7 号) ・「医療機器に係る保険適用希望書の提出方法等について」	1回目	厚生労働省	医政局経済課婦庫保	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	D	-	_	○医療技術の保険適用については、中央社会保険医療協議会で当該医療技術の安全性、有効性等について科学的根拠に基づく評価を行い、その可否を検討して決定している。 ○医薬品、医療機器については、そのイバーションを適切に評価するため、加算等を設けて対応しているところであり、次期改定においてもイノベーションの適切な評価に向けた検討を行っているところである。	○医療技術の保険適用については、中央社会保険医療協議会で当該医療技術の安全性、有効性等について科学的根拠に基づく評価を行い、その可否を検討して決定しているため、具体的な点数について、保険適用前の段階でおいることは困難である。 ○医薬品、医療機器の新規性についても、保険適用前の段階で、相談に応じている。	
略総合特区	を得るための保 険収載手続きの 柔軟な運用につ いて	1002	価の协組みた設定しただきた	は「薬事法の規定に基づく承認又は認証を受けた後」でないと提出できないため、新しい医療技術等の価値を伝える機会(予見性)が得られないまま、高額な開発費の投資判断を行う必要があり、新たな医薬医・医療機器・医療技術の創出を阻	10第2号) ・医療用医薬品の薬価基準収 ・載等に係る取扱いについて(医 政発0210第3号、保発0210	2回目	7-17	保険局医療課	D	-	_	○医薬品、医療機器については、そのイノベーションを適切に評価するため、加算等を設けて対応しているところであり、次期改定においてもイノベーションの適切な評価に向けた検討を行っているところである。 ○医療技術の保険適用については、中央社会保険医療協議会で当該医療技術の安全性、有効性等について科学的根拠に基づく評価を行い、その可否を検討して決定している。	氏、味候者の近年に行うれないため、色雑。 のいわゆる技術料については、中医協での議論を踏まえ、適切に評価を行っ ているところであるが、医師の手技や治療の効果等を包括的に評価するもの であり、評価の客観的な指標の設定は困難。 の医薬思、医療機関の保険適用についての事項は、保険適用前の段階で		
関西イノベーション国際戦略総合特区	一需要場所複数 需給を可能とする制度及量能とするでは の電力可能とする制度の創設	(24秋) 1548	ー需要家複数需給契約をした 場合の電気供給に関する実 証を実施するために、国が認 めた場合には、一需要場所複 数需給契約及び独自の電力 量計等の使用等を可能とする 制度の創設を要望する。	取信送がい凶無となってのり、昼间のの 電気 世外が可能が電気 事業 来かば 名様	電気事業法施行規則第2条の2 第2項 一般電気事業者の供給約款	10目	経済産業省	資源エネル ギー庁 電力市場整 備課	· 業法施行規則第2条 付則第17条	Z	_	_	需給契約の単位を明らかにすることによって、需給契約に物理的基礎を与えるとともに、供給設備に対する二重投資を避けて供給設備を合理的、経済的に施設することによって経費の節減を図り、同時に需要家間の負担の公平を確保する。		
ション国際戦	新技術を用いた 計量器の使用に 関する規制緩和	1560	める規格以外の計量器を取引 用として使用できない。そのため、今回開発するマイクロチップ等を活用した新技術を用いた計量器の実証を実施するた	現行制度では、新技術を用いた計量器は、検定基準に適合しないため、取引用として使用できず、実用化が困難となっている。 そのため、検定基準の見直しを早期に予っことにより、新たい計量器の開発・普及を促進し、新たな市場の開拓に繋げていく。	計量法施行令第2条十~十三 特定計量器検定検査規則第1	1回目	経済産業省	資源エネル ギー庁 電力市場整 計量法 十三	施行令第2条十一~	Z	_	_	貨幣制度と並び、経済活動の根幹をなす制度として、適正かつ合理的な計量制度の確立によって、我が国の経済の発展や、国民生活の安定・消費者利益の保護を含めた文化の向上に寄与する。	○新技術に対応するために適切な規制緩和等を行う場合には、当該新技術の内容から 規制緩和等の必要性を検討し、判断することとなるが、現時点では、提案されている新 技術を用いた計量器等の実物や設計図、特性試験等の結果の提示を受けておらず、実 現性はもとより、適正な計量の確保が図られるものであるかどうかの技術的論証が未だ 認められていない。 ○なって、提案されている計量器等が、現行の計量法関係法令又はJISの基準に適合 するのか否か、適合しない場合にあっては提案内容を実現するために緩和すべき規制 の具体的内容等について建設的に議論を深めることができていない。 ○まずは自治体において、提案されている計量器等が、現行の計量(法令又はJIS の基準に適合しないとする箇所を再構造したうえで、提案内容を実現するために緩和す べき規制の明確化等を行う必要があり、その検討をお願いしているところ。なお、自治体 が検討を進めるにあたり、不明な点がある場合には、経済産業省又は日本電気計器検 定所において個別に相談に応じたい。	
						2回目									
ション国際戦	申請保険医療機 関外での先進医 療の実施	1831	特区内の保険医療機関以外 の施設で先進医療の一部(検 体検査)を実施することを認め る。	寺区内の保険医療機関以外の施設で先 進医療の一部(検体検査)を実施すること を認めることにより、新しい医療技術特に 食査技術の臨床使用実績の蓄積や事業 とが促進され、研究開発から医療産業と	「厚生カ働人民のため」る元進 医療及び施設基準の制定等に 伴う実施上の留意事項及び先 推定療に係る屋出等の取り扱	1回目	厚生労働省	保険局医療 健康保険法第76条第2項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	E	_	_	○薬事法未承認の医薬品や医療機器を用いた先進的な医療技術については、一定の安全性、有効性が確認された場合、先進 医療日として、実施する保険医療機関の施設基準を定めた上で、 保険外診療との併用を認めている。	○ 医療保険制度は全国共通の制度であり、被保険者を全国に抱える保険者 も存在するため、一部の地域のみに限ってこの取扱いを変更することは、国 民、保険者の理解を得られないため、困難。 ○ 英事法未承認の医薬品や医療機器を用いた先進的な医療技術について は、安全性、有効性等を確保するため、実施する保険医療機関の施設基準を 定めた上で、保険外診療との併用を認めているところであり、御提楽について は、安全性、有効性等を確保することができないため、対応は困難。	
			O o	(0)	しての発展までをスピードアップでき、国際競争力を強化することができる。	日医政発0731第2号】	2回目				E	_	_	事法未承認の医薬品や医療機器を用いた先進的な医療技術については、一定の安全性、有効性が確認された場合、先進医療と	○医療保険制度は全国共通の制度であり、被保険者を全国に抱える保険者 も存在するため、一部の地域のみに限ってこの取扱いを変更することは、国 民、保険者の理解を得られないため、困難。 ○ ○薬事法未承認の医薬品や医療機器を用いた先進的な医療技術について は、安全生、有効性等を確保するため、実施する保険医療機関の施設基準を 定めた上で、保険外診療との併用を認めているところであり、御提案について は、安全生、有効性等の確保が課題となる。

総合特区名	提案事項名	整理番号		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府整理 【整理フラグ欄 内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの			
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理		
関西イノベー	新規医薬品・医薬品・医薬品・医薬品・医薬・日本の事件保険の事件に予めのでの場合を得収載な運用について、		d	実務者打合せにおいて、PET製剤が、PET検査の技術料の一部として保険収載されているこを踏まえた協議を行ったところ。 技術料に関しては、具体的な点数を求めるものではなく、真に医療に貢献する成良・改善を加えた新技術について適正な評価(イノペーションの適切な評価)が行われることが必要と認識しており、技術料が医薬品や医療材料等と異なり区分が設定されていないことから、企業にとって事業予見性が得られる客観的な指標(例えば、技術価値を患者のQOL向上効果や医療費の削減効果として数値化)による区分の設定をまず行っていただきたい。 その上で、現行の事前相談を、企業に暫定的な見解が示される事前相談にしていただきたい。				
略総合特区				医薬品、医療機器の保険適用についての事項は、保険適用前の段階で相談に応じているとのことであるが、この相談には、技術料に関しての新設や、既存技術に対して医療経済的に大きな効果・効率が得られる技術に関して等の技術料の相談が含まれるものと確認した。以上を踏まえ、事前相談をさせていただきたい。	指定自治体の要望については、厚生労働省が行う事前相談の中で対応していくことで合意が得られたため、協議を一旦終了する。指定自治体が事前相談を行っていく際に、規制・制度改革上の課題等が生じた場合には、改めて協議を実施することとする。	iv		
	ー需要場所複数 所を可能と独等を可能と独等を の電力を及び計能と独等の 使用をの創設	(24秋)	а	実務者打合せでのご指摘を踏まえ、改めて自治体及び関係機関で検討を進め、不明な点については個別に相談させていただきたい。	要望の実現に向けて、自治体は関係機関との調整が必要。 一旦協議は終了するが、不明な点等については、経済産業省又は日本電気計器検定所に個別に相談すること。	V		
ション国際戦	新技術を用いた 計量器の使用に 関する規制緩和	(24代)	a	実務者打合せでのご指摘を踏まえ、改めて自治体及び関係機関で検討を進め、不明な点については個別に相談させていただきたい。	要望の実現に向けて、自治体は関係機関との調整が必要。 一旦協議は終了するが、不明な点等については、経済産業省又は日本電気計器検定所に個別に相談すること。	v		
ション国際戦	申請保険医療機 関外での先進 療の実施		С	○国の制度である以上、すべて「全国共通の制度」であるが、その例外として特区制度があると理解している。医療の特殊性については認識しており、特区であるからといって「安全性」を犠牲することは許されないが、今回の提案は、「検体検査」であり、検体採取から測定においては「安全性」の問題は起こらないもの考えている。 ○薬事未承認の検体検査そのものに保険が適用されるわけではないため、特区内外の保険者の負担の差が生じるとは考えにくい。また、乳がん切除手術時に検体を採取するため、検体検査が先進医療に認められたことにより乳がんの手術を受ける人が増える可能性は低いと思われる。 ○「御提案については、安全性、有効性等を確保することができない」とあるが、先進医療専門家会議等において「一定の安全性、有効性が確認された」ものが 先進医療として認められると認識している。そうであるならは、ぜひた進医療専門家会議等において「一定の安全性、有効性が確認されたりもの 大進医療として認められると認識している。そうであるならは、ぜひた進医療専門家会議等において「一定の安全性、有効性が確認された。有効 性」を確保するために「必要な施設基準」について、どのようなものが考えられるのかについて再度協議をお願いしたい。また、「一定の安全性、有効 性」を確保するために「必要な施設基準」について、どのようなものが考えられるのかについて再度協議をお願いしたい。 〇一般的に、検体検査については、各医療機関で行うより、温度・温度などが一定に保たれ、かつ専門性の高いスタップが配置された精度管理体制の整った 外部検査機関で測定する方が、品質ので優位性がある。先進医療については「原則として』、先進医療の一部を当族保険医療機関以外の場で実施することは 認められないこと。」とあるが、検体検査については、例えば「衛生検査所登録等の認証取得」や「定期的な専門家の査察受入」、「医師による指導実施」といった 一定の条件のもと、「例外として」が部検査機関における実施を認めることをご検討いただきたい。 ○実務者打ち合わせにおいては、業事法に関する協議が中心であったため、上記内容に関する再度の協議をお願いしたい。	厚生労働省より実施しないとの見解が示されているが、自治体は、「検体検査」においては「安全性」の問題は起こらないものと考えており、例えば「衛生検査所登録等の認証取得」や「定期的な専門家の査察受入」、「医師による指導実施」といった一定の条件のもと、「例外として」外部検査機関における実施を認めてほしいとしているから、厚生労働省は自治体の見解を踏まえて再度見解を示すこと。			
			d	第2回目の実務者協議においてご提示いただいた「大学病院内への検査機関の設置」「検査機関の保険医療機関への転換」という代替案について、地方側において実現可能性を検討する。 その結果、実現困難と判断される場合には、安全性、有効性等の確保の方策について再度協議をお願いしたい。 なお、臨床検体検査機関の品質を担保する「公的なしくみ」構築に向けての検討状況について進展があれば情報をご提供いただくようお願いしたい。	要望の実現に向けて、自治体は実務者協議において提示された「大学病院内への検査機関の設置」「検査機関の保険医療機関への転換」という代替案について実現可能性について検討するため、一旦協議は終了する。但し、検討の結果、取組が実現できないことが判明した場合には、安全性、有効性等の確保の方策について自治体は厚生労働省と改めて協議を行うこと。	v		